

第七十一条	当該選挙にかかる議員又は長の任期間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
第六十二条 (第八項を除く。)	選挙会及び選挙分会 達しないとき又は「とあるのは「達しないとき」と、「選挙の期日以後」	選挙会
第六十三条 (第八項を除く。)	選挙の選挙権 選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙長を除く。）又は選挙分会長 選挙会又は選挙分会 各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。） 各公職の候補者の得票総数	特別区の設置についての投票の期日 当該期日以後
第六十四条 (第八項を除く。)	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	特別区の設置についての投票の投票権 選挙長
第六十五条 (第八項を除く。)	選挙会 賛成又は反対の投票のそれぞれの総数	選挙会
第六十六条 (第八項を除く。)	選挙運動 管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）	選挙運動
第六十七条 (第八項を除く。)	選挙若しくは当選	選挙若しくは当選
第六十八条 (第八項を除く。)	市町村の選挙管理委員会	市町村の選挙管理委員会
第六十九条 (第八項を除く。)	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
第七十条 (第八項を除く。)	当該選挙に関する事務を管理する	当該選挙に関する事務を管理する
第七十一条 (第八項を除く。)	当該選挙に係る議員又は長の任期間	当該選挙に係る議員又は長の任期間
第七十二条 (第八項を除く。)	市町村の選挙管理委員会	市町村の選挙管理委員会
第七十三条 (第八項を除く。)	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
第七十四条 (第八項を除く。)	選挙運動	選挙運動
第七十五条 (第八項を除く。)	選挙運動 特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称	選挙運動 特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称
第七十六条 (第八項を除く。)	選挙運動 議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位（就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）	選挙運動 議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位（就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）
第七十七条 (第八項を除く。)	投票運動	投票運動
第七十八条 (第八項を除く。)	投票運動 特別区の設置についての賛否	投票運動 特別区の設置についての賛否

理委員会が指定した区の選挙管理委員会とする。)は、開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。

² 前項の規定は、選舉立会人について準用する。この場合において、同項中「關係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）であつては区（総合区を含む。以下この項においては区）

第八条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九条の二、第十条の二第一項及び第

第百三 第一項	第百三 第一条	第百三 第二項	第百三 第十一条	第百三 第十三条	第百三 第十四条
選挙人名簿、在外選挙人名簿、投票録、開票録、選挙録、當選証書	再選挙	選挙人名簿又は第二十三条の十六において準用する第十九条第一項若しくは第二項の規定による移送若しくは引継ぎを受けた在外選挙人名簿	再選挙	当該再選挙	選挙の一部が無効となつたことにより法第百九条又は第一百十条の規定により再選挙が行われるべき
投票録、開票録、選挙録	投票	選挙人名簿	投票	当該投票	律第七条第六項において準用する公職選挙法
		関係部分			一部の区域について大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する法第五十七条の規定による投票が行われる

第九条 法第七条第一項の規定による投票が同条第六項において準用する公職選挙法第二百二条、第二百三条、第二百六条又は第二百七条の規定による異議の申出、審査の申立て又は訴訟の結果その全部又は一部が無効となつた場合においては、関係市町村の選舉管理委員会は、当該異議の申出若しくは審査の申立てに対する決定若しくは裁決が確定した日又は当該訴訟につき同法第二百二十条第一項後段の規定による通知を受けた日から四十日以内に再投票に付さなければならぬ。

前項の再投票の期日は、少なくともその二十日前に告示しなければならない。

第一項の再投票については、前項に定めるもののほか、法第七条第六項において準用する公職選舉法中普通地方公共団体の選舉に関する規定及び第四条から前条までの規定並びに公職選舉法第七十二条、第八十条第三項及び第二百七十七条の二並びに公職選舉法施行令第百三十条（市町村の議会の議員及び長の選舉に関する部分に限る。）、第一百三十三条第一項前段、同条第二項（在外選舉人名簿に関する部分を除く。）及び第三項並びに第一百三十二条の十（市町村の議会の議員及び長の選舉に関する部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第八十条第三項中「選舉長又は選舉分會長」とあるのは「選舉長」と、「各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等の得票總數」とあるのは「賛成又は反対のそれぞれの投票總數」と読み替えるものとする。

（特別区設置協定書についての議会の承認があつた旨の通知）

第十一条 関係道府県の知事は、当該関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認し、かつ、全ての関係市町村の長から法第六条第二項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

第一項本文及び第二項、第百七十二条並びに第二百六十四条第三項の規定は、法

第十二条 前各条（第三条第一項から第四項までを除く。）の規定は、法第十三条第一項において準用する法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、第一条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村（法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）」と、第二条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第六条の表中「第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設置（以下「特別区の設置」という。）についての投票」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項の規定による投票」と、「第七条第六項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「第七条第五項前段」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第五項前段」と、第七条中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第八条の表中「第七条第一項の規定による同法第二条第三項に規定する特別区の設置についての投票」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項の規定による投票」と、「第七条第六項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第六項」と、「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第七条第一項」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第十二条において準用する同令第七条第一項」と、第九条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十条中「関係道府県の知事」とあるのは「特定道府県（法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。）の知事」と、「当該関係道府県」とあるのは「当該特定道府県」と、「全ての関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、前条の表中「第七条第三項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第三項」と、「第三条第五項」とあるのは「第十二条において準用する同令第九条第一項」と、「第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項において準用する同法第七条第一項」と読み替えるものとする。

	第二百六十四條第三項	第一百四十二条第八項の規定による選挙運動用自動車の使用に要する費用、第一百四十二条第十一項の規定によるビラの作成に要する費用、第一百四十三条第十五項の規定によるポスターの作成に要する費用、第一百四十四条の二第八項及び第一百四十四条の四の規定による掲示場の設置に要する費用並びに第百七十二条の二の規定による選挙公報
当該地方公共団体 公報	市町村	公報

いう。)があつた場合には、從来當該特別区の地域の屬していた關係市町村(以下「旧所属市町村」という。)の長であつた者(地方自治法第百五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定により旧所属市町村の長の職務を代理し又は行う者である者を含む。以下「旧所属市町村の長であつた者」という。)が、當該特別区の区長が選挙されるまでの間、その職務を行ふ。

前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の長であつた者のうちからその協議により定めた者が當該特別区の区長の職務を行う。

前項の場合において協議が調わないときは、關係道府県の知事は、旧所属市町村の長であつた者のうちから當該特別区の区長の職務を行うべき者を定めなければならない。

(暫定予算の調製等)

第十四条 特別区の設置があつた場合においては、前条の規定により當該特別区の区長の職務を行う者(以下「職務執行者」という。)は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支に応じて予算を編成して執行しならうとする。

(条例等に関する暫定措置)

第十五条 特別区の設置があつた場合においては、職務執行者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、從来その地域に施行された条例又は規則を当該特別区の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

(選舉管理委員の選任)

第十六条 特別区の設置があつた場合には、當該特別区の選舉管理委員は、議会において選舉されるまでの間、旧所属市町村の選舉管理委員であつた者をもつて充てるものとする。

2 前項の場合において旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の選舉管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

3 前二項の場合において、旧所属市町村の選舉管理委員であつた者の数が當該特別区の選舉管理委員の定数に満たないときは、職務執行者において、旧所属市町村の選舉管理委員の補充員であつた者（補充員であつた者がないときは、當該特別区の議会の議員及び長の選舉権を有する者）のうちから選任した者をもつてその不足する数の選舉管理委員に充てるものとする。

4 第二項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、職務執行者において、あらかじめ関係人（特別区の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例）

第十七条 特別区設置協議会は、特別区設置協定書に、法第五条第一項第八号に掲げる事項として、特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることがであります。

2 関係市町村は、前項の規定により特別区設置協定書に特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者において選挙すべき議員の定数が定められた場合において、法第九条第二項の規定による告示があつたときは、直ちにこれらを告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、當該特別区の条例により設けられ、及び定められたものとみなす。（財産処分）

第十八条 特別区の設置があつた場合において必要となる関係市町村及び関係道府県の財産処分については、特別区設置協定書の定めるところによる。

(事務の承継)

第十九条 特別区の設置があつた場合においては、從来その地域において旧所属市町村が處理していた事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより當該特別区又はこれを包括する道府県が承継し、從来その地域において関係道府県が處理していた事務の一部は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより當該特別区が承継する。

(決算の処理)

第二十条 前条の場合において、旧所属市町村の收支は、その廃止の日をもつて打ち切り、旧所属市町村の長であった者が決算する。

2 前項の規定による決算は、前条の規定により事務を承継した特別区の区長又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならぬ。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

5 二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、當該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、當該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。（事務の引継ぎ）

第二十一条 特別区の設置があつた場合において、旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事は、當該特別区の設置の日から二十日以内に、その担任する事務を、第十九条の規定により

当該事務を承継した特別区の区長若しくは職務執行者又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を特別区の区長若しくは職務執行者又は當該特別区を包括する道府県の知事に引き継ぐことができないときは、これを地方自治法第二百五十二条の規定により當該特別区の区長若しくは職務執行者又は當該道府県の知事の職務を代理すべき職員（以下この項において「職務を代理すべき職員」という。）に引き継がなければならぬ。この場合においては、當該事務を引き継いだ職務を代理すべき職員は、當該特別区の区長若しくは職務執行者又は當該道府県の知事に當該事務を引き継ぐことができるようになつたときは、直ちにこれを當該特別区の区長若しくは職務執行者又は當該道府県の知事に引き継がなければならぬ。

3 前二項の規定により旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事の担任する事務の引継ぎを受けた職務執行者は、當該特別区の区長が選挙されたときは、直ちにこれを當該特別区の区長に引き継がなければならない。

第二十二条 前条第一項及び第二項の規定による事務の引継ぎの場合においては、旧所属市町村の長であつた者又は関係道府県の知事は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

2 前項の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に調製してある目録又は台帳により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合においては、その目録又は台帳をもつて代えることができる。（特別区が新たに設置された場合の人口の告示）

第二十三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項（第二号を除く。）及び第一百七十七条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特別区の設置があつた場合について準用する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の特例)

第二十四条 特別区の設置があつた場合における地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定の適用について

では、同令第十九条第一項中「地方自治法施行令第一条の二」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第十三条」と、同令第二十一

条第一項中「市町村に係るもの」を「二十日以内に当該市町村の教育委員会に」とあるのは「特別区に係るもの」については当該特別区の教育委員会に、当該特別区を包括する道府県に係るものについては当該道府県の教育委員会に、「二十日以内に」とする。

(特別区を包括する道府県における特別区の設置への準用)

第二十五条 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条第一項の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置について準用する。

この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村（法第十三条第一項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）」と、第十七条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県（法第十三条第一項及び第三項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。）」と、第十九条、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三条第一項中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

2 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条第二項の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の全部による一の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村（法第十三条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。）」と、

み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定市町村をいう。以下同じ。」と、第十七条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県（法第十三条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県をいう。以下同じ。）」と、第十九条、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第二十三条规定第一号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

第一条 (施行期日)
この規則は、(施行期日)から施行する。

政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（八年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

並ては第二十一条第一項中「開設道府県」とあるのは「新設道府県」と
号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

第二条 新令の規定（新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。）、次条の規定による改正の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十二条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年

(施行期日)
この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

政令第五十五号) 第二十二条第一項及び第二十二条の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年

附 則 (施行期日) (平成二七年一月三〇日政令第三〇号) 抄

政令第四十二号) 第七条第一項及び第八条の規定は、施
れる選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日

第一條 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日から施行する。）に付す。（平成二八年四月一日以後施行する。）少

た選挙
附 則投票又は審査についてはなほ従前の例による
(平成三十一年三月三十日政令第九二号)
(延二丁月一)
抄

附 告（平成二十七年二月四日政令第三百号） 指

1 (旅行業法)
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

附 則
(平成二七年一〇月三〇日政令第三六七号) 抄
(施行期日)
〔二〇一〇年六月三十日付の文書に依る。〕

(施行期日) 附 則 この政令は公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
(平成二七年一月二六日政令第三九二号) 抄

項の規定による清算の認定に附する請求が不満である場合は、直ちに通達する。
附 則 平成三十一年一〇月一二四日政令第一九九号 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
（経過措置の原則）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第二条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係

第一条 この政令は、令和元年六月一日から施行する。
(施行期日)

るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

(適用区分)
第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次項の規定による改正後の地方自治法

第六条 第十一条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第六条及び第八条の規定は、施行日以後にその期日を告示される大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第一項の規定による投票（以下この条において「特別区の設置についての投票」という。）に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示された特別区の設置についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十二条第一項及び第二十五条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条から第二十二条までの規定並びに附則第七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二

附 則（平成二八年五月二七日政令第二二七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

号) 第五条から第八条までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

（施行期日） 附 則
（平成二九年四月七日政令第一三一号） 抄

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
（施行期日）

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行の日（平成二十九年四月十日）から施行する。

政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
付則（令和二年二月一日改正令第三三二号） 少

（施行期日）
第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。